

物件を保有されている個人オーナーの皆様へ

くしろ長期滞在ビジネス研究会とは

くしろ長期滞在ビジネス研究会（以下、「研究会」という）は、平成21年度に不動産事業者、宿泊事業者、観光事業者、交通事業者等の民間事業者が中心となって発足し、長期滞在事業を推進しています。

研究会では、長期滞在を希望される方の受入環境整備を行っている他、滞在中に参加できるさまざまな交流事業を実施しています。

釧路市役所は、この研究会の事務局としてお客様に、滞在中の滞在施設情報や生活情報等を提供しています。それらの取組の結果、釧路市は北海道体験移住ちょっと暮らし実績※¹で、滞在人数・延べ滞在日数ともに2011年度から2023年度まで13年連続で第一位となっています。

※1 北海道が中心となり、移住を検討している方々に地方に一定期間滞在することで、一時的な移住体験をしていただく事業。

長期滞在者の実績

2023年度	2,026人	25,148日
2022年度	2,627人	23,726日
2021年度	1,362人	17,087日
2020年度	1,644人	17,445日
2019年度	2,219人	25,872日

物件を長期滞在者にお貸しするにあたって

貸し出しにあたっては、長期滞在者からの要望等をもとに、研究会で基準を設けており、その基準に適した物件を長期滞在者向けに賃貸しております。

長期滞在物件の貸出基準

- 研究会所属のマンスリーマンション取扱不動産会社へ管理委託等を行うこと。
- オーナー個人の所有物を置いていないこと。
- 最低限の家具・家電※²をそろえていること。また別途レンタル対応すること。

※2 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・カーテン・ベッド又は寝具



長期滞在事業の分析・報告
長期滞在受け入れ整備

事務局

物件の情報発信

物件の情報提供
物件の情報収集

契約の締結

家賃の支払

個人オーナー様

不動産事業者
(研究会所属)

長期滞在者

仲介の依頼
管理の委託
家賃の支払

→その他詳細は各不動産会社へお問い合わせください！